

調達管理番号・案件名
26a00200_フィリピン国特殊／長大橋梁の運営・維持管理および過積載対策に係る情報収集・確認調査(QCBS—ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年6月29日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	第3条 調査実施の留意事項(5)	企画競争説明書にて、「実施機関」と「実施機関などの関係機関」との表現がございますが、「実施機関」は公共事業道路省(DPWH)と理解してよろしいでしょうか。また、「関係機関」は具体的にはどの機関を想定していますでしょうか。	実施機関はDPWH、関係機関はLGU、予算管理省、DEPDev等です。
2	0	複数	現地での既存の特殊／長大橋梁の現状調査および過積載車両の現状調査に関してどの程度の比国国内旅費を想定していますか。	・企画競争説明書第2章 特記仕様書案 第3条「調査実施の留意事項」及び第4条(2)「既存の特殊／長大橋梁の現況調査」に記載のとおり、現況調査対象の橋梁については、配付資料「対象橋梁リスト(優先度含む)」を踏まえ、優先度1の橋梁を中心に合計15～20橋程度を想定しています。 なお、対象橋梁は、本調査開始時に実施機関及び発注者と協議の上、最終確認することとしています。 つきましては、企画競争説明書及び配付資料を踏まえ、調査対象橋梁の候補、調査ルート、調査体制、調査日数、過積載車両の現状調査を行う地点等を検討のうえ、必要となる比国国内旅費を見積書に計上してください。 なお、調査開始後、実施機関から対象橋梁に関する変更提案があり、対象橋梁数、対象地域、移動計画又は経費に顕著な影響が生じる場合には、特記仕様書案に記載のとおり、受注者がその影響を整理した上で発注者に報告し、必要に応じて業務内容、工程又は経費の取扱いについて協議することを想定しています。
3	10	第3条 調査実施の留意事項	対象橋梁は「優先度1を中心に15～20橋程度を想定」とありますが、配付資料の対象橋梁リストの中で、過去調査済み橋梁も今回の調査対象となりますでしょうか。	対象になります。
4	10	第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事項(1)	配付の対象橋梁リストより、対象橋梁はフィリピン全土に分散していると理解しておりますが、現地調査計画の具体化の観点から、現時点での想定をご教示ください。 1.異際に調査対象となる橋梁の選定における地域バランスの考え方 2.調査工程に影響を与えるような遠隔地やアクセス困難地域の想定	1. 特定の地域から特定数を抽出する想定はございません。 対象橋梁リストの優先順位に沿っての選定を想定しております。 2. プロポーザル中でご提案いただけますと有難いです。 該当する橋梁がある場合には、無理に調査対象にはしない想定です。
5	13	第2章 特記仕様書案 第4条(2)既存の特殊／長大橋梁の現況調査	「対象橋梁について現況調査を行い、必要な対策工事業および概算工事費の検討を行う」と記載されるとともに、本調査は基礎的情報収集としての位置付けであることから、スクリーニングレベルの検討が想定されていると理解しております。 スクリーニングレベルの期待される調査および検討の具体的な深度についてご教示ください。 1.対策工事業の検討および概算工事費算定については、概略的な比較検討が可能なレベル(例:オーダー見積レベル)を想定されているのか、あるいは一定の精度を有する算定(数量把握を伴うレベル)まで求められているのか 2.既存橋梁の健全度評価については、橋梁全体としての評価を行うレベルを想定されているのか、それとも、主要部材(上部工・下部工等)ごとの評価まで求められているのか？	1. 概略的な比較検討が可能なレベルを想定しております。 2. 橋梁全体になります。
6	14	第3条 調査実施の留意事項 (2)既存の特殊／長大橋梁の現況調査4	現況調査は「足場を設置しない目視」「近接可能な範囲での確認」「詳細調査は対象外」と理解していますが、ドローン活用は提案可能でしょうか。	可能です。
7	15	第2章 第4条 (3) (ウ)	過積載実態把握に係る交通量調査・重量測定について第4条(3)(ウ)に記載の交通量調査及び重量測定については、既存データ、既設WIM、既存検問所等の情報活用を基本とし、必要に応じて限定的な現地確認を行う想定でしょうか。また、新規の大規模な交通量調査又は重量測定調査は想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解の通りです。

8	15	第2章 第4条 (4)	PPP分析の範囲について 第4条(4)では、国土交通省発注業務と調査業務が重複しないよう連携・調整するとされています。本調査におけるPPP分析は、特殊／長大橋梁の運営・維持管理に係る制度、適用可能性、課題及び改善点の整理を主眼とし、個別PPP案件の形成支援や詳細な事業スキーム検討は限定的な範囲にとどまるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	15	第3条 調査実施の留意事項 (4)PPPIにかかる情報収集・分析	本業務のPPP分析は、国土交通省発注の「2026年度フィリピン共和国における道路PPP等案件形成検討業務」と重複しないよう連携・調整するとありますが、現時点でJICAとして想定している棲み分けの整理があればご教示ください。(例:PPPIに関する基礎情報および円借款で建設された橋の現況は先方調査を参照、過積載対策の現状分析は本調査で実施等)	国交省の調査は、特定の橋梁に関してPPP案件の形成検討を想定しており、他方、JICAの本基礎調査におけるPPP分析の部分に関しては、特殊／長大橋梁の運営・維持管理に係るPPP制度、適用可能性、課題及び改善点等の全般的な整理を主眼としています。なお、PPPに関する基礎情報については、企画競争説明書に記載の既往JICA調査(「本邦企業の PPP 事業参入に係る調査報告書」(2025年2月)(非公開))を参照いただく想定です。過積載対策の調査は、JICAで実施を予定しております。
10	18	第2章 第4条 (8)	ワークショップ開催に係る役割分担について 第4条(8)に記載のワークショップ又はセミナーについて、会場手配、オンライン配信環境、参加者招集、受付・運営等は受注者側で手配する想定でしょうか。また、DPWH又はJICAによる支援を想定している事項があればご教示ください。	会場手配、オンライン配信環境、候補となり得る招待者の選定やそれら参加者に対して案内レター等を発出することによる実際の声掛け、受付・運営等は受注者側での手配を想定しております。JICAは、必要に応じて招待者の選定や招待する過程などでの後方支援が可能です。
11	18	第4条 調査の内容 (8)調査の経過・成果に係る広報	ワークショップまたはセミナーは、DFR作成前後に1回程度、最大100名規模・ハイブリッド形式を想定とありますが、開催費用は通常の一般業務費として本見積に含める理解でよいでしょうか。別途定額計上対象ではない認識で問題ないでしょうか。DPWHからの要望で想定外のコストになった場合は変更契約可能でしょうか？	ご理解の通り、通常の一般業務費として本見積に含め、別途定額計上対象ではありません。DPWHからの要請で想定外のコストとなりそうな場合には、都度ご相談の上、契約変更の可否を検討いたします。
12	30	2. 業務実施上の条件 (4)対象国の便宜供与	便宜供与として「カウンターパートの配置なし」「通訳なし」「執務スペースなし」とありますが、現地ヒアリングや橋梁視察にあたっては、DPWH本省・地方事務所との面談アレンジ支援はJICAまたは実施機関を通じて一定程度期待できると理解してよいでしょうか。DPWH内のデータ収集(日常維持管理の手引き、橋梁補修マニュアル、橋梁耐荷力評価マニュアル、橋梁点検マニュアルなどのイントラデータ)についても同様です。	面談アレンジ及びDPWH内のデータ収集支援は、JICAによる後方支援(レター発出や関係機関担当者の連絡先共有等)も可能です。

以上